

## 6 贈 与 税

## 6 贈 与 税

## 統計表を見る方のために

## 1 利用上の注意

この章は、平成12年中に財産の贈与を受けた者のうち、贈与税額がある者（贈与税の配偶者控除、又は住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例を受けたことにより贈与税額がなくなった者を含む。）について、平成13年6月30日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

なお、一部について、平成11年以前に財産の贈与を受けた者についての申告又は処理による課税事績について調査している。

## 2 用語の説明

この章における用語の意義は、次のとおりである。

- (1) 住宅取得資金の贈与 父母又は祖父母から、自己の居住の用に供する住宅の取得資金の贈与を受けた場合、一定の要件の下で、1,500万円までの部分について、5分5乗方式により贈与税額を計算する。
- (2) 納 税 猶 予 贈与者の推定相続人であつて農業の後継者が贈与を受けた農地等の価格に対応する贈与税額は、一定の要件の下に納税が猶予される。

## 3 贈与税の税率等（平成4年1月1日以降適用）

課税価格 税率等	150 万円 以下	200 万円 以下	250 万円 以下	350 万円 以下	450 万円 以下	600 万円 以下	800 万円 以下	1,000 万円 以下	1,500 万円 以下
税 率	% 10	% 15	% 20	% 25	% 30	% 35	% 40	% 45	% 50
控 除 額	千円 -	千円 75	千円 175	千円 300	千円 475	千円 700	千円 1,000	千円 1,400	千円 1,900

課税価格 税率等	2,500 万円 以下	4,000 万円 以下	1億円 以下	1億円 超
税 率	% 55	% 60	% 65	% 70
控 除 額	千円 2,650	千円 3,900	千円 5,900	千円 10,900

## 4 贈与税の主な諸控除

- (1) 配 偶 者 控 除 婚姻期間が20年以上である配偶者から、居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与を受けた場合で、贈与を受けた年の翌年の3月15日までにその居住用不動産を自己の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みであるとき、2,000万円と居住用不動産の価額とのいずれか少ない金額が、当該贈与による取得財産価額から控除される。

なお、この配偶者控除は、同一の配偶者からは一生に一度しか適用を受けることができない。

- (2) 基 礎 控 除 額 1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から60万円が控除される。

## 6 - 1 課 税 状 況

## (1) 課税状況

区 分	人 員	金 額
	人	千円
取得財産価額(本年分)	12,725	37,464,098
配偶者控除額	723	8,883,933
基礎控除額	12,725	7,635,000
基礎控除後の課税価格	実 12,091	20,941,638
<b>贈 与 税 額</b>	<b>11,078</b>	<b>4,528,149</b>
外国税額控除	-	-
差引納付税額	11,078	4,528,115
納税猶予額	184	2,098,878
<b>納 付 税 額</b>	<b>実 10,920</b>	<b>2,429,236</b>
災害減免法による免除税額	-	-
住宅取得資金の贈与額	1,226	4,401,768

調査対象等：平成12年中に財産の贈与を受けた者について、平成13年6月30日までの申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 取得財産価額が100万円以下のものについては、標本調査により推計した。  
2 「人員」欄の「実」は実人員を示す。

## (2) 加算税

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額
	人	千円	人	千円	人	千円
本年分	8	129	84	2,564	-	-
過年分	36	2,717	270	12,490	3	4,746
<b>合 計</b>	<b>44</b>	<b>2,846</b>	<b>354</b>	<b>15,054</b>	<b>3</b>	<b>4,746</b>

(注) 調査対象等は、「(4)申告及び処理の状況」と同じである。

6 贈 与 税

(3) 課税状況の累年比較

年 分	人 員	財 産 価 額	納 付 税 額
	人	千円	千円
平成8年分	13,987	41,102,118	2,788,095
9	14,353	40,252,260	2,594,303
10	13,561	36,748,768	2,409,261
11	13,379	38,458,063	2,460,621
12	12,725	37,464,098	2,429,236

(注) この表は、「(1)課税状況」を累年比較したものである。

(4) 申告及び処理の状況

区 分	取 得 財 産 価 額		納 付 税 額		
	人 員	金 額	人 員	金 額	
	人	千円	人	千円	
本 年 分	申 告 額	12,726	37,400,785	10,917	2,429,969
	修正申告による増差額	42	122,450	43	4,349
	更正による増差額	-	-	-	-
	更正等による減差額	15	59,136	13	5,082
	決 定 額	-	-	-	-
	<b>計</b>	<b>実 12,725</b>	<b>37,464,098</b>	<b>実 10,920</b>	<b>2,429,236</b>
過 年 分	申 告 額	423	1,080,043	358	112,322
	修正申告による増差額	152	179,051	153	68,640
	更正による増差額	-	-	-	-
	更正等による減差額	57	123,205	56	21,661
	決 定 額	-	-	-	-
	<b>計</b>	<b>実 412</b>	<b>1,135,888</b>	<b>実 346</b>	<b>159,302</b>
合 計	申 告 額	13,149	38,480,828	11,275	2,542,291
	修正申告による増差額	194	301,501	196	72,989
	更正による増差額	-	-	-	-
	更正等による減差額	72	182,341	69	26,743
	決 定 額	-	-	-	-
	<b>計</b>	<b>実 13,137</b>	<b>38,599,986</b>	<b>実 11,266</b>	<b>2,588,538</b>

調査対象等：「本年分」は平成12年中に財産の贈与を受けた者について、平成13年6月30日までの申告又は処理（更正・決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は平成11年以前に贈与を受けた者について、平成12年7月1日から平成13年6月30日までの間の申告又は処理による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 1 本年分の「申告額」欄は、全数調査と取得財産価額が100万円以下のものについての、標本調査に基づく推計値の合計額である。

2 「人員」欄の「実」は実人員を示す。

## 6 - 2 贈与財産価額階級別

取得財産価額階級	人 員	取得財産価額	納 付 税 額
	人	千円	千円
100万円以下	4,696	3,495,249	67,533
100万円超	3,124	4,667,942	261,116
200万円 "	3,121	8,677,525	555,469
400万円 "	792	4,155,772	545,814
700万円 "	311	2,730,147	349,092
1,000万円 "	494	7,368,694	372,499
2,000万円 "	147	3,205,247	98,765
3,000万円 "	19	734,580	65,207
5,000万円 "	22	2,365,628	114,475
合 計	12,726	37,400,785	2,429,969

調査対象等：平成12年中に財産の贈与を受けた者について、平成13年6月30日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

（注）この表の100万円以下については、標本調査に基づく推計値である。

## 6 - 3 贈与財産種類別

財 産 の 種 類	人 員	取得財産価額	財 産 の 種 類	人 員	取得財産価額		
	人	千円		人	千円		
土 地	田(耕作権及び永小作権を含む。)	728	4,786,377	有 価 証 券	株式及び出資	2,264	4,540,861
	畑(耕作権及び永小作権を含む。)	387	1,048,191		公債及び社債	33	37,520
	宅地(借地権を含む。)	3,898	13,682,589		投資・貸付信託受益証券	-	-
	山 林	313	199,815		計	実 2,296	4,578,380
	その他の土地	318	576,023		現金、預貯金等	4,563	9,119,069
計	実 4,975	20,292,996	家庭用財産	-	-		
家 屋、構 築 物	1,288	2,423,189	そ の 他 の 財 産	生命保険金	200	415,045	
事 業(農 業)用 財 産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	3		2,292	立 木	112	74,190
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	2		1,226	そ の 他	374	494,347
	売 掛 金	-		-	計	実 686	983,582
	その他の財産	1		50	合 計	実 12,726	37,400,785
計	実 4	3,568					

調査対象等：平成12年中に財産の贈与を受けた者について、平成13年6月30日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

（注）1 取得財産価額が100万円以下のものについては、標本調査に基づく推計値である。

2 「人員」欄の「実」は実人員を示す。

## 6 - 4 税務署別課税人員

署 名	人 員	署 名	人 員
	人		人
徳 島 県 計	1,465	松 山 県 計	2,190
徳 島 県 計	2,558	今 治 県 計	628
高 松 県 計	1,918	宇 和 島 県 計	262
丸 亀 県 計	535	八 幡 浜 県 計	269
坂 出 県 計	613	新 居 浜 県 計	327
観 音 寺 県 計	339	伊 予 西 条 県 計	222
長 尾 庄 県 計	340	大 洲 県 計	165
土 庄 県 計	86	伊 予 三 島 県 計	348
香 川 県 計	3,831	<b>愛 媛 県 計</b>	<b>4,411</b>
		高 知 県 計	1,051
		安 芸 県 計	154
		南 国 県 計	268
		須 崎 県 計	151
		中 村 県 計	180
		伊 野 県 計	121
		<b>高 知 県 計</b>	<b>1,925</b>
		<b>全 管 計</b>	<b>12,725</b>

(注) この表は、6 - 1「課税状況」の「取得財産価額(本年分)」欄の人員を税務署別に示したものである。